

質問に対する回答

岐阜市民病院医療事務等業務委託事業者事業者選定に係る公募型プロポーザルに関する質問に対し、次のとおり回答します。

平成30年6月20日

No.	項目	質問	回答
1	実施要領 5、提出書類等 (1) 提出書類と部数	「④岐阜市民病院医療事務等委託企画提案書(様式4)」は10部提出となっていますが、原本1部、写し9部でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	実施要領 9、審査の方法 【プレゼンテーション審査】	「プレゼンテーションで説明する者は原則として企画提案書に記載した担当者とする」とありますが、「企画提案書に記載した担当者」の定義をご教授いただけないでしょうか。また、プレゼンターの人数の制限はありますか。	様式4の「担当者氏名」欄に記載する人物を指します。 パソコン操作者を含め4名程度を予定しています。なお、プレゼンテーション審査時の参加者数や持ち物など詳細については、6月27日(水)までに参加表明者に通知します。
3	実施要領 9、審査の方法 【プレゼンテーション審査】	「プレゼンテーション」は何名まで参加できますか。	パソコン操作者を含め4名程度を予定しています。 なお、プレゼンテーション審査時の参加者数や持ち物など詳細については、6月27日(水)までに参加表明者に通知します。
4	実施要領 9、審査の方法 【プレゼンテーション審査】	審査員は何名ですか。また、審査員の氏名、役職を教えてください。	審査委員は、医療事務又は診療情報管理について専門知識を有する者及び岐阜市職員の5名で構成しています。 なお、審査員の氏名、役職は非公開とします。
5	仕様書 8、医業統計作成・医療経営分析業務 (1) DPCの統計・分析	機能評価係数Ⅱにおける、地域医療係数については当社が扱っている分析システムでは分析対象外の項目となっているが、個別にて相談させていただくことは可能でしょうか。	地域医療係数については分析対象外であれば可能な範囲で可。分析対象外であれば可能な範囲で可。
6	仕様書 8、医業統計作成・医療経営分析業務 (9) 病院情報の公表のための資料作成支援	DPCデータで対応可能な部分までで良いのでしょうか。	現行の「厚生労働省が規定する集計項目」では、DPCデータを基にした項目となっていることからDPCデータでの対応を想定している。今後、「厚生労働省が規定する集計項目」が見直され、DPCデータ以外の項目が追加された場合においても可能な範囲での作成支援をお願いします。
7	実施要領 10、審査基準 審査項目一覧	評価項目【診療報酬請求に関する能力】の「請求漏れ及び査定対応」内の診療報酬請求の精度向上の取組にカルテ確認について、入院業務・外来業務とも会計時に全件のカルテを確認するという理解のもと、業務量積算表にも反映されているものと解釈してよいのでしょうか。	業務量積算表については、現行受託業者の業務を参考に作成したものであり、会計時に全件のカルテを確認することを積算したものではありません。 診療報酬請求の精度向上の取り組み(カルテ確認、請求漏れ対策のための運用方法、チェック体制、病院内における連携方法など)については、効果的な工夫の提案を頂きたいと考えます。

※ 質問は、受領した質問書の原文を掲載しています。